



令和6年 8月22日

芦屋市議会議長 様

陳情者 芦屋市の水を考える会
代表 高嶋美佐姫
芦屋市翠ヶ丘町

有機フッ素化合物(PFAS)の環境汚染に関する対応・対策を求める陳情

発がんなど健康リスクに影響を与えるとされ、全国的に問題となっている環境中における有機フッ素化合物(PFAS)について、芦屋市は国際的な動向及び国における対応を注視しながら、水質の監視・分析を行い、市民への情報発信に努めるとしている。

PFASのうちPFOA・PFOSは毒性が高く、現在は輸入・製造が禁止されている。

令和2年度からの本市水道水(上水)3地点での検査結果は、PFOA・PFOS あわせた暫定目標値50ng/L以下となっているが、地下水や河川については測定されていない。私たちは汚染された地下水や河川の水が、飲むこと以外のルート(農作物、水産物など)で身体に蓄積することを懸念しており、また、多くの住民の血液検査が行われていないことから、汚染状況がわからないまま健康への被害が広がることを危惧している。

世界保健機関(WHO)の一機関である国際がん研究機関(IARC)は昨年12月にPFOA・PFOSの発がん性の評価の引き上げを公表し、PFOAについては、アスベストやカドミウムなどと同じく、4段階ある分類のうち最も高い「発がん性がある」に引き上げ、PFOSについては、「発がん性がある可能性がある」に位置づけた。また、今年4月10日に米環境保護局(EPA)は、「PFOS・PFOAに安全な摂取量は存在しない」として各1リットル当たり4ナノグラム(検出限界値以下)と設定した。

国内ではペットボトルで市販されている神戸市のミネラルウォーターからも、高い濃度のPFASが検出され、流通していたことが報じられるなど、ますます社会問題化している。

PFASの血中濃度基準は米国の学術機関「全米アカデミー」では血中で7種のPFAS濃度が1mL中20ngを超えると、健康被害の恐れがあるとして腎臓がんや脂質異常症などの検査を推奨している。ドイツ環境庁の諮問機関「ヒトバイオモニタリング委員会」はPFOSで1mL中20ng、PFOAで1mL中10ng以上と設定しているが日本国内では血中基準は定められていない。

有機フッ素化合物による健康への影響が否定されない以上、高度経済成長期における自然環境悪化の歴史において、予防原則に基づき能動的に公害の未然防止を図り、市民の安心・安全対策に万全を期するよう、以下措置されたい。

記

- ・ 水道水の調査は複数の地点において調査すること、また調査された地点を明らかにすること。
- ・ 地下水および河川や海については複合箇所を調査した上で、指針値を超えていないかを明確にすること。
- ・ 検査結果を公表し、安全性について地域住民とのリスクコミュニケーションを図ること。

以上